

（目的）

第1条 市民が所有又は管理する、市内の土地又は建物等に営巣したスズメバチの巣を自主駆除するため、市に駆除用具を備え付け、この要綱の定めるところによりこれを貸し出すものとする。

（対象者）

第2条 対象者は、市内に住所を有する者及び市内に事務所等を置く団体とする。

（用具の貸出）

第3条 駆除用具の貸出は、防護服、殺虫剤（1本）・噴霧用伸縮竿、その他附属器具とし、殺虫剤のみの貸出はしないこととする。

（借用の手続）

第4条 駆除用具を借用しようとする者及び団体（以下「借用者」という。）は、駆除用具借用申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、駆除用具貸出票を交付し、駆除用具を貸し出すものとする。

（貸出期間）

第5条 駆除用具の貸出期間は、4日以内とする。

（費用負担）

第6条 駆除用具の貸出にかかる費用は、無償とする。

（目的外使用の禁止）

第7条 借用者は、駆除用具を借用目的以外に使用し、又はこれを転貸してはならない。

（返還）

第8条 借用者は、駆除用具の貸出期間が終了したときは、駆除用具を点検し、駆除用具貸出票とともに返還しなければならない。

（損害賠償）

第9条 借用者が故意又は重大な過失により、駆除用具を滅失し、又は棄損したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 駆除用具の使用中に起きた事故の損害は、借用者自らこれを賠償しなければならない。

附 則

この要綱は、平成11年5月1日より施行する。